

有料道路通行料金の割引

区分		運転者	
		本人	本人以外 (本人が同乗)
身体障がい者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	×
療育手帳	第1種	×	○
	第2種	×	×

対象自動車 ※対象者1人につき1台	障がい者本人が運転する場合 車両の所有者…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等 ※営業用等の自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等は対象外
	障がい者本人以外が運転し、障がい者本人が乗車する場合 車両の所有者…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等 ただし、上記の人が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人(介護者)も可 ※営業用等の自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等は対象外
割引額	通常料金の半額 (10円未満は切り上げ)
割引有効期限	申請した日から、2回目の誕生日まで(更新申請の場合は、3回目の誕生日まで) 更新は、有効期限の2ヶ月前から受付を行います。
必要となるもの	・ETCを利用しない場合 ①身体障がい者手帳または、療育手帳 ②自動車検査証(車検証)または、軽自動車届出済証(いずれもコピー可) ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合)
	・ETCを利用の場合 ①身体障がい者手帳または、療育手帳 ②自動車検査証(車検証)または、軽自動車届出済証(いずれもコピー可) ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合) ④ETCカード(障がい者本人名義のもの※) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セッアップ申込書・証明書等) ※ETCカード:対象となる障がい者が未成年(20歳未満)で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合に限り、親権者または、法定後見人名義も可
窓 口	有料道路ETC割引登録係 受付時間:平日午前9時から午後5時 電話:045-477-1233、FAX:045-475-1110 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494